



税理士 山本 善通 氏

Question

交際費

当組合は、組合の事業目的のなかに福利厚生事業をかかげ、組合員企業の災害見舞金等を支出しておりますが、税務上の交際費に該当するかどうかを教えてください。

Answer

【交際費の概要】

税務上の交際費とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為（以下「接待等」といいます。）のために支出する費用をいいますが、専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用や、飲食その他これに類する行為のために要する費用で一定の費用は除かれます。

このたびの改正では、下記の通りの経緯のなかで適用期限が2年間延長され、令和4年3月31日開始事業年度までとなりました。

	対象法人 (資本金別)	損金算入限度額等
平成25年度	1億円超	全額損金不算入
	1億円以下	定額控除(800万円) (定額控除限度額までの10%の損金不算入措置を廃止)
平成26年度	1億円超	飲食費50%まで損金算入
	1億円以下	定額控除限度額(800万円)までの損金算入又は飲食費50%まで損金算入の選択適用
平成28年度	2年間の延長(平成29年度末まで)	
平成30年度	2年間の延長(令和元年度末まで)	

【留意点】

〈中小企業者の範囲〉

本制度のうち、損金算入限度額の特例(措法61の4②)の適用対象となる普通法人(以下、「中小法人」といいます。)は、各事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるものをいいます。協同組合においても出資金が1億円を超える法人については、他の措置法のように中小法人の特例が設けられていません。したがって、定額控除(800万円)の適用が受けられませんので留意して下さい。

〈協同組合の福利厚生事業との関係について〉

協同組合等は、もともと共同事業体としての性格をもち、組合員の福利厚生は、一般にその本来の目的事業であります。したがって、組合が福利厚生事業として一定の基準に従って組合員その他の構成員に対して災害見舞金等を支出した場合には、その費用は交際費等には該当しないので留意して下さい。

(協同組合等が支出する災害見舞金等)

協同組合等がその福利厚生事業の一環として一定の基準に従って組合員その他直接又は間接の構成員を対象にして支出する災害見舞金等は、協同組合等の性格にかえりみ、交際費等に該当しないものとする。(措法61の4(1)-11)